

IP通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス） 【現改比較表】 2020年10月29日現在

～2020年10月28日

2020年10月29日～

目次（略）

第1章～10章（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表（略）

目次（略）

第1章～10章（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表（略）

～2020年10月28日

2020年10月29日～

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容
(略)	(略)
(5) 現地調査報告工事費の適用	<p>当社は、第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ1のタイプ2に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)について、次のとおり、写真付き現地調査報告に係る現地調査報告工事費を適用します。</p> <p>ア 写真付き現地調査報告とは、第6種シェアードIP-PBXサービス契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</p>

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容						
(略)	(略)						
(5) 現地調査報告工事費の適用	<p>当社は、第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ1のタイプ2に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)について、次のとおり、現地調査報告工事費を適用します。</p> <p>ア 現地調査報告には次の区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>写真付き 現地調査 報告</td> <td>第6種シェアードIP-PBXサービス契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</td> </tr> <tr> <td>現地調査 報告兼お 客様工事 依頼報告</td> <td>第6種シェアードIP-PBXサービス契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	写真付き 現地調査 報告	第6種シェアードIP-PBXサービス契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。	現地調査 報告兼お 客様工事 依頼報告	第6種シェアードIP-PBXサービス契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。
区 分	内 容						
写真付き 現地調査 報告	第6種シェアードIP-PBXサービス契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。						
現地調査 報告兼お 客様工事 依頼報告	第6種シェアードIP-PBXサービス契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が契約者回線等の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。						

～2020年10月28日		2020年10月29日～	
	<p>イ 当社は、Universal One利用回線がギランティアアクセス（ハウジング利用に係るものを除きます。）に係る者に限り、<u>写真付き</u>現地調査報告を提供します。</p> <p>ウ 当社は、当社が契約者回線等の設置場所において調査が必要と判断した場合であって、第6種シェアードIP-PBXサービス契約者から<u>写真付き</u>現地調査報告の申出があったときは、当社の第6種シェアードIP-PBXサービスに係る業務の遂行上支障がない場合に限り、<u>写真付き</u>現地調査報告を行います。</p> <p>エ 第6種シェアードIP-PBXサービス契約者は、次の場合に、現地調査報告工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア) 当社が<u>写真付き</u>現地調査報告を行ったとき。</p> <p>(イ) 第6種シェアードIP-PBXサービス契約者の責めに帰すべき理由により、当社が<u>写真付き</u>現地調査報告を行えなかったとき。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、第6種シェアードIP-PBXサービス契約者は、当社の責めに帰すべき理由により<u>写真付き</u>現地調査報告が完了しなかった場合は、現地調査報告工事費の支払いを要しません。</p> <p>カ エ及びオに規定するほか、当社は、<u>写真付き</u>現地調査報告に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p>		<p>イ 当社は、Universal One利用回線がギランティアアクセス（ハウジング利用に係るものを除きます。）に係る者に限り、現地調査報告を提供します。</p> <p>ウ 当社は、当社が契約者回線等の設置場所において調査が必要と判断した場合であって、第6種シェアードIP-PBXサービス契約者から現地調査報告の申出があったときは、当社の第6種シェアードIP-PBXサービスに係る業務の遂行上支障がない場合に限り、現地調査報告を行います。</p> <p>エ 第6種シェアードIP-PBXサービス契約者は、次の場合に、現地調査報告工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア) 当社が現地調査報告を行ったとき。</p> <p>(イ) 第6種シェアードIP-PBXサービス契約者の責めに帰すべき理由により、当社が現地調査報告を行えなかったとき。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、第6種シェアードIP-PBXサービス契約者は、当社の責めに帰すべき理由により現地調査報告が完了しなかった場合は、現地調査報告工事費の支払いを要しません。</p> <p>カ エ及びオに規定するほか、当社は、現地調査報告に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p>
(6) 割増工事費の適用	<p>ア 当社は、イ及びウ以外の工事において契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス カテゴリ3のタイプ5に係る者を除きます。）から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のシェアードIP-PBXサービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</p> <p>(略)</p>	(6) 割増工事費の適用	<p>ア 当社は、イ及びウ以外の工事において契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス カテゴリ3のタイプ5に係る者を除きます。）から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のシェアードIP-PBXサービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります（ただし、(5)欄に規定する現地調査報告を行う時間帯は、その第6種シェアードIP-PBXサービス契約者(カテゴリ1のタイプ2に係るものに限り)の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる工事等を行う時間帯と同じとみなします。）。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</p> <p>(略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

